

東屋の使用について

1. 使用期間

令和6年4月22日(月)～令和6年10月31日(木)

2. 使用時間

11:00～21:00 まで 《授業時間帯は、騒音をたてないこと》

3. 使用手順

①使用責任者が、下記 HP から東屋使用許可願様式及び東屋使用者名簿様式をダウンロードし、必要事項を入力して作成する (https://www.otaru-uc.ac.jp/student/circle_system/#azumaya)

※申請にあたっては、必ず事前に研究指導(ゼミナール)担当教員や部・サークル顧問教員等に確認を取り、同意を得ること(許可願様式に教員氏名や使用同意日を入力する欄を設けています)

②【**使用日の3営業日前まで**】に大学 HP のお問い合わせフォームにて、「お問い合わせ内容」に課外活動(サークル等)を選択、「メッセージ」に“東屋使用許可願等の提出”と入力して、各様式を添付して送信する

③使用可否について、学生支援課学生支援係から使用責任者にメール・電話で連絡がいくので、責任者は学生センター窓口にて東屋使用許可書を受領する(使用責任者が教員の場合は教員メールボックスに許可書を投函)

④使用責任者は、使用日当日に学生寮窓口へ行き、「学生寮管理人」に東屋使用許可書を提示して、東屋に隣接する合宿研修施設付設の調理場及び専用トイレの鍵を受け取り、東屋使用を開始する

⑤使用後は必ず「学生寮管理人」に鍵を返却し使用終了を報告する

4. 注意事項

(1)炭、鉄板、網等は、各自で用意し、使用後は全て持ち帰ること

(2)合宿研修施設付設の調理場を汚さないこと

(3)火気の取扱いには、十分注意すること

(4)地域住民の迷惑になる行為(音響器機の使用、大声で騒ぐ等)は慎むこと

(5)学内(講義室等)に持ち込んでの飲食等を行わないこと

(6)残炭は、東屋前の消し炭入れに入れること

(7)残炭に水をかけて消火しないこと(耐火レンガが破損するおそれがあるため)

(8)生ゴミ等、全てのゴミを分別し、体育館横のゴミステーションに投棄すること

(土・日・祝日は3号館横ゴミステーションに投棄すること)

(9)アルコールの持ち込み及び飲酒は絶対に行わないこと

(10)上記事項に反した場合は、以後の使用を認めないので、留意すること

【本件に関する問い合わせ先】

学生支援課学生支援係 TEL:0134-27-5245